

県の契約の在り方検討について

1 経緯等

- ・県の契約の在り方については、庁内に設置したプロジェクトチームで検討し、本年7月に検討内容を中間報告としてまとめた。
- ・中間報告においては、県の契約に当たって留意すべき事項、県の契約を通じて実現しうる効果を4項目に整理し、①公正性・経済性・競争性の確保を原則としつつ、②品質の確保、③地域経済の活性化、④社会的価値の実現等を志向していくことが、県民生活の向上、地域社会の継続的な発展に寄与し、持続可能な滋賀の実現、SDGsの達成にもつながる、という考えを示した。
- ・8月からは、有識者等からなる「滋賀県契約の在り方検討懇話会」を設置するとともに、関係団体へのヒヤリングを行い、意見を聴いてきた。
- ・それらを踏まえ、持続可能な滋賀の実現を目指し、県民の理解を得て事業者と協働して取り組んでいくため、県の契約に関する基本的な理念などを定める条例を制定することとしたい。

2 条例の方向性

- ・県の契約に関する基本的な理念を、公正性・経済性・競争性の確保、品質の確保、地域経済の活性化、社会的価値の実現という4項目とする。
- ・県の契約に関する具体的な取組について、基本となる方針を条例に基づき策定する。
- ・県の契約に関する取組の状況を確認し、改善するための仕組みを構築する。
 - 県の契約を通じて地域経済の活性化、社会的価値の実現等を目指すことを明確にすることができる。
 - 県の契約に関する理念を県民や事業者と共有し、事業者の負担に配慮しつつ、協力・理解を得て取り組んでいくことができる。
 - 取組が体系的に整理され、庁内の連携を強化し、バランスよく着実に取組を推進することができる。
 - ⇒これらにより、本県の経済および社会の持続的な発展に寄与する。

3 今後の進め方

- ・条例や具体的な取組の内容を検討していくに当たっては、引き続き、有識者や関係団体等の意見を聴きながら進める。
- ・これまでにいただいた意見の中で具体的な取組として直ちに取り組めることについては、条例の検討と並行して進めていく。
- ・令和3年9月定例会議での上程を目指し、検討スケジュールは次のとおり。

(裏面に続く)

令和2年(2020年)

11月24日 県政経営会議(協議事項)【条例策定方針】

12月 常任委員会 条例策定方針を報告

令和3年(2021年)

2月上旬 県政経営会議【条例骨子案】

3月上旬 常任委員会 条例案の骨子の確定

5月下旬 県政経営会議【条例素案】

6月上旬 常任委員会 条例素案の確定

6月中旬～7月中旬

県民政策コメント

8月上旬 県政経営会議【条例案】

8月中旬 常任委員会【県民政策コメント結果報告】

9月中旬 条例案提案

<検討している条例等のイメージ>

